

# 新潟県臨床検査技師会 公印規程

平成26年1月18日 制定

## (目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会が公に使用する印章（以下「公印」という）の管理及び使用について定めることを目的とする。

## (公印の管理)

第2条 公印の管理は、事務局長が行うものとし、次に掲げる事務について総括するものとする。

- (1) 公印の登録
- (2) 公印の保管
- (3) 公印の新調及び改刻
- (4) 公印の廃棄処分
- (5) その他公印に関し必要な事項

## (公印の調製、改刻、廃止)

第3条 公印の調製若しくは改刻し、又は廃止する必要があるときは、その事由を附して会長の決議を経なければならない。

- 2 管理者は、廃止した公印を特別の事情がない限り、廃止した日より3年間保存するものとし、保存期間を終えた印章は、焼却、裁断等適当な方法で処分し廃棄しなければならない。

## (公印台帳)

第4条 管理者は公印台帳を作成し、公印の新調、改刻又は廃止のつど、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

## (公印の登録)

第5条 公印の登録は、公印台帳によって行う。

- 2 管理者は、公印を調製若しくは改刻したときは、公印台帳に印影を押し、所要事項を記入し、会長に届け出なければならない。公印の廃棄処分その他台帳記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

## (公印管理者の義務)

第6条 公印の管理者は、その管理にあたっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 公印は、鍵のかかる容器に収め、保管しなければならない。
- (2) 公印は、盗難又は不正使用等の事故がないよう努めなければならない。

## (公印の使用)

第7条 公印は公文書以外に使用することができない。

- 2 公印は白券又は白紙に押し、又は刷り込みをすることができない。ただし、特に、理事会の承認を得たときは、この限りではない。
- 3 公印を使用するときは、押印しようとする文書、その他の物に決裁済みの文書を添えて、公印管理者の照合を受けなければならない。
- 4 公印は、特に管理者の承認を受けた場合のほか、外部に持ち出してはならない。

## (委 任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事会でこれを定める。

## 附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧公印規則（平成15年8月1日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

## 公印台帳

登録日	印影	管理者	摘要
平成15年8月1日			規則制定により登録
改刻日	印影	管理者	摘要
改刻日	印影	管理者	摘要